

## 綾瀬市指定管理者選定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市指定管理者選定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に本市の公の施設を管理させるため、綾瀬市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和2年綾瀬市条例第1号。以下「条例」という。）及び綾瀬市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（令和2年綾瀬市規則第5号。以下「規則」という。）に基づき指定管理候補者を選定する綾瀬市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は別表に定めるものをもって充てる。但し、委員長が必要と認めるときは、選定委員会ごとに委員を追加することができる。

5 指定管理者の候補者の選定を行う対象の施設が、指定管理者制度を新規に導入しようとするものである場合は、前項の委員に加え、次に掲げる学識経験者を市長が委嘱し、委員に充てることができる。

(1) 労働関係法令、労働環境分析等について専門的な知識を有する者

(2) 財務状況分析等について専門的な知識を有する者

(3) その他当該施設に関して専門的知見を有する者

### (所掌事項)

第4条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者制度の方針に関すること。

(2) 条例第4条又は第5条に規定する指定管理候補者の選定に関すること。

(3) 規則第8条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し及び停止に関すること。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、公の施設の専門性、特殊性等を勘案し、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、指定管理者の候補者の選定に当たり、その候補者の法人の代表取締役又はこれに準ずる者であるときは、当該会議に関与することができない。

(選定委員会への付議手続等)

第6条 公の施設を所管する課等の長（以下「施設所管課長」という。）は、選定委員会に付すべき事案があるときは、公共施設マネジメント事務主管課に選定委員会の会議の開催を依頼するものとする。

(選定結果報告)

第7条 委員長は、会議終了後速やかに、選定結果について施設所管課長に報告するものとする。

(会議の公開等)

第8条 選定委員会の会議は、非公開とする。

- 2 選定委員会における審査の経過及び結果については、公表するものとする。ただし、公表の内容及び時期については、選定委員会において決定することができる。

(庶務)

第9条 選定委員会事務局は、公共施設マネジメント事務主管課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
副市長
経営企画部長
福祉部長
市民環境部長
健康こども部長